

## 不用となった公有財産を売却します

本市では、不用となった公有財産を、「KSI 官公庁オークション」のインターネットシステムを利用して売却しています。

参加方法や売却物件などは右記二次元コードから確認してください。  
※次回は、1月15日(水)午後1時公開開始です。



市ホームページ  
二次元コード

問い合わせ	財務課 ☎ 22-2221 FAX 22-2244
-------	------------------------------

## 令和7年度小規模工事等受注希望者の登録申請のお知らせ

本市が発注する小規模な工事などの受注を希望する方を登録し、市内小規模事業者の受注拡大を図ることを目的とした『小規模工事等受注希望者登録制度』の登録申請を受け付けます。

### 対象となる工事

1件が20万円未満の軽易な工事や修繕など  
※登録要件があります。詳細は、市ホームページをご覧ください。

### 受付期間

2月3日(月)～3月21日(金)  
(土・日・祝日は除く)



市ホームページ  
二次元コード

問い合わせ 提出先	監理課 ☎ 22-2252 FAX 22-2239
--------------	------------------------------

## 令和7年度有害鳥獣侵入防止柵貸与事業

イノシシ、シカなどによる中山間地域の農作物被害を防止するため、3戸以上の農業者が共同で侵入防止柵を設置し管理する場合に、必要な資材を貸与します。詳しくは、市ホームページをご覧ください。

※申し込み多数の場合は、貸与できないことがあります。

申請期限 2月14日(金)



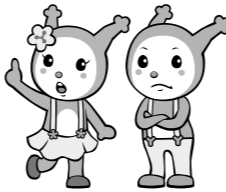
市ホームページ  
二次元コード

問い合わせ 申し込み	農林業振興課 ☎ 22-2228 FAX 22-2237
---------------	---------------------------------

## 全国一斉情報伝達試験を実施します

全国瞬時警報システム（Jアラート）を活用し、全国一斉情報伝達試験を実施します。防災行政無線の放送、防災・行政メールの送信などが行われます。

とき 2月12日(水)  
午前11時頃



問い合わせ	危機管理課 ☎ 22-2235 FAX 22-2248
-------	--------------------------------

## 森林作業機械購入補助事業のお知らせ

森林整備および里山林の保全管理のため、森林環境譲与税を活用して、森林作業機械の購入を補助するための事業です。

### ●補助対象者

吉野川市内に住所を有する個人または法人  
1. 森林法で定められた森林を市内に所有する者  
2. 森林法で定める市内に在する森林について、伐採の権原を有する森林管理を実施する団体

### ●補助対象経費

森林の整備および里山林の保全管理に必要なとされる機械の購入に必要な経費で、機械は新品の物で1台まで  
※対象機械はチェーンソー、チップパーなどの森林作業機械  
※補助金額は購入価格の2分の1以内で、上限は25万円

### ●申請に必要なもの

1. 補助対象費用の見積書の写し  
2. 機械の仕様などが確認できる書類またはカタログの写し  
3. 所有している森林の位置図および森林を所有していることが確認できる書類

詳しい申し込み方法などは、市ホームページを確認するか農林業振興課へ問い合わせください。



市ホームページ  
二次元コード

問い合わせ	農林業振興課 ☎ 22-2228 FAX 22-2237
-------	---------------------------------

## 寒さから水道管を守りましょう

気温がマイナス4℃以下になると、防寒が不完全な水道管は凍ったり、破裂したりします。特に多いのは次のようなところでは。

- ①水道管がむき出しになっているところ
- ②水道管が北向きにあるところ
- ③水道管のある場所が風当たりの強いところ

### ●水道管が破裂したとき

まず、止水栓を閉めて水を止めます。そして、破裂した部分に布かテープを巻き付けて応急手当てをしてから、水道工事店へ修理を申し込んでください。

### ●水道が凍って出ないとき

タオルをかぶせ、その上からゆっくりとぬるま湯をかけて溶かします。熱湯をかけると破裂やひび割れをすることがありますので、注意してください。

問い合わせ	上下水道料金お客さまセンター ☎ 22-2257 FAX 22-2254
-------	---

## 蜜蜂を飼育するには申請が必要です

蜜蜂を飼育されている方は、養蜂振興法第3条第1項の規定により、毎年1月末までに徳島県知事に「飼育届」の提出が必要です。また、蜜蜂を転飼される方は飼育届を提出する際に「転飼許可申請書」も同時に提出してください。

提出は市を経由することとなっていますので、農林業振興課に提出をお願いします。

詳しい申請方法は市ホームページを確認するか、農林業振興課まで問い合わせください。なお、令和7年度から日本ミツバチについても転飼の対象となります。

※転飼とは、飼育する土地を変えながら蜜を採ったり、越冬させる飼育方法です。  
※年の途中で新たに飼育を開始した場合は、随時受付をしています。



市ホームページ  
二次元コード

問い合わせ	農林業振興課 ☎ 22-2228 FAX 22-2237
-------	---------------------------------

## 令和7年度市立小・中学校入学について

令和7年4月に市立小学校、中学校に入学される子どもの保護者の方に、学校教育課（東館3階）から入学通知を送付しています。入学届に記名のうえ、2月末日までに、指定された学校へ提出してください。

### ◆小学校入学該当者

平成30年4月2日～平成31年4月1日生まれ

### ◆中学校入学該当者

平成24年4月2日～平成25年4月1日生まれ

なお、入学しがたい事由がある場合や、指定された学校以外の学校に入学を希望する場合は、学校教育課へ申し出てください。

問い合わせ	学校教育課 ☎ 22-2273 FAX 22-2270
-------	--------------------------------

## 農用地区域からの除外申請の受付

農用地区域内の農地を農地以外に利用する場合には、農業委員会へ転用の申請をする前に、農用地区域からの除外手続きが必要です。

農地以外に利用する例としては、農家用住宅、子どもが分家するための住宅（宅地）、資材置場、駐車場、太陽光発電施設（第一種農地は不可）などがあります。農地以外に利用する方は、申請してください。

また、農業委員会での転用許可の見込みがあるか、徳島県が作成した除外の判断基準を満たしているか、資材置場・駐車場目的の場合FIT（固定価格買取制度）の計画認定がされていないかなど、事前の確認が必要です。

なお、周囲の農地の状況などにより総合的に判断を行うため、申請によって必ず除外がされるものではありません。

申請書は、市ホームページからダウンロードできるほか、農林業振興課（東館1階）にも備え付けています。

受付期間 2月3日(月)～28日(金)  
(土・日・祝日を除く)



市ホームページ  
二次元コード

問い合わせ 受け付け	農林業振興課 ☎ 22-2228 FAX 22-2237
---------------	---------------------------------

